

# 平成 29 年度 年度計画

国立大学法人浜松医科大学

平成 29 年 3 月 30 日

# 平成29年度 国立大学法人浜松医科大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1. 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】光医学の素養を持った医療人を輩出するため、医学科学士課程教育において、光医学に関する内容を授業科目に導入する。

具体的には、平成30年度から基礎医学分野、平成31年度からは臨床医学分野において、光に関する知識や技術を修得できるカリキュラムを取り入れる。

大学院博士課程教育においては、光医学研究のリーダーを養成するため、企業や産業界からも講師を招へいし、授業内容を充実させる。

将来的に大学や医療の現場において研究開発の指導ができる光医学研究のリーダーとなる人材を6年間で10名以上輩出する。

#### ・【1-1】【大学院博士課程】

光先端医学教育研究センターに、新たにナノスーツ開発研究部を設置し、光医学関連大学院課程の教育体制の充実を図る。

#### 【学士課程】

光医学関連授業のアクティブラーニング実施時間の割合を、30%以上で実施する。

【2】キャリア形成に必要な「プロフェッショナルリズム教育」に関する授業の充実を図るため、国際的に求められている教育内容を取り込んでいく。

・【2-1】医学概論において、SEA(Significant Event Analysis)を用いたプロフェッショナルリズム教育の試行を開始する。

【3】新たなカリキュラムについて学生と教員の双方が俯瞰でき、認識を共有できるようにするため、平成30年3月までにカリキュラムマップを策定するとともに、科目ナンバリングを完了させ、以後はPDCAサイクルの中で質保証を継続する。

・【3-1】3つのポリシーに基づき、カリキュラムマップの策定と科目ナンバリングを完了させる。

【4】学修成果の可視化等を一層推進するため、平成30年3月までに、次のことを実施する。

①成績評価基準の見直し

②Grade Point Class Average (GPC) を活用した成績評価適正化のための体制構築と運用

③シラバス作成ガイドライン（仮称）の策定と確認体制の構築並びに運用

また、教育の質保証を行う観点から、授業アンケートの実施と、アンケート結果を利用したPDCAに継続して取り組む。

- ・【4-1】カリキュラムマップ及び科目ナンバリングを策定し、それに沿って、前年度に策定したシラバス作成ガイドラインの見直しをさらに進める。教務委員会によるシラバスの内容の確認を始める。GPCを活用した成績評価適正化のための検討ワーキングを立ち上げる。

【5】地域保健医療に貢献する医療人を育成するため、看護学科の実施組織が中心となって、引き続き産業保健・産業看護の教育を高い水準で維持するとともに、在宅看護の地域保健医療に関する教育内容を段階的に充実させる。

- ・【5-1】ワーキング・グループにおいて、看護師・保健師課程の実習到達度の評価について見直しを行う。

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6】医学教育推進センターをはじめ、教育組織を全体的に見直し、的確に教学マネジメントを行える体制に再編する。

- ・【6-1】医学教育の質や学習成果の向上のため、医学教育推進センターに教育講師を配置し、医学教育推進センターにおける教育企画・実施体制を再構築する。

【7】学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFaculty Development (FD)を実施し、毎年度、全専任教員の参加を原則としつつ、少なくとも80%以上の者を参加させる。また、新規採用教員は採用年度にFD参加を義務付ける。

- ・【7-1】教員のFD活動への参加は、e-learningを含めて専任教員の50%以上を参加させる。

【8】アクティブラーニングの推進及び学生の主体的で深い学修を誘発し、能力向上に資することのできる学内施設・設備を充実させる。

そのため、図書館に学生用 PC を増設し e-learning をさらに活用させるとともに、静謐な環境下に個人学習用の閲覧席を現状より約 50% (40 席) 増加させ、個人所有の PC やタブレットを活用する Bring Your Own Device (BYOD) を導入する。

- ・【8-1】図書館内で英語の e-learning システムを使用した学習の支援を強化する。また、個人学習用の閲覧席を増設するため、前年度に引き続き図書館内設備設置状況を見直し、スペースの確保に努めるとともに、更なるスペース確保の可能性について調査を開始する。加えて施設の老朽化に伴う学習環境の悪化に対応するため、必要な措置を講ずる。

#### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】学生の生活支援を強化するため、既設の「学生の声・投書箱」への意見や学生団体等からの要望について、学生・教職員の代表（各数名）が一堂に会して意見交換をしながらより良い解決方法を導き出す取組など、学生のニーズを適切に反映させた支援を実現するための取組を新たに開始する。

- ・【9-1】学生と教職員の代表が互いに意見交換する場を定期的に設け、そこで意見要望事項等を学生と教職員が共に考え、解決方法を導き出す取組を実現する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【10】地域医療に意欲を持ち、自立性のある優秀な人材を確保するため、平成 28 年度までにアドミッション・ポリシーについて必要な見直しを行った上で、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法について検討するワーキング・グループを設置し、平成 32 年度までに新たな個別選抜方法を導入する。

- ・【10-1】入試データの分析による評価を行い、試験区分別人員の見直しを実施する。前年度の結果を検証し、さらに多面的・総合的に評価・判定する個別選抜方法を見直す。

## 2. 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究等の成果に関する目標を達成するための措置

【11】 医学・医療分野全般において、光技術や他の多様な原理を活用した非侵襲イメージング装置の開発や、分子、細胞、組織、個体レベルでの生体情報の詳細なイメージングを目指す研究をさらに推進するため、資源配分の組み替えを行う。既に開発したヒト頭部専用高機能 PET 装置等の研究実績を活かして、従来と異なる概念の技術や装置の開発に取り組む。PET-光 CT 装置、光と超音波を活用した甲状腺のイメージング装置、テラヘルツ波による組織イメージング装置等を 5 件以上実用化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【11-1】 光技術をはじめとする多様な技術を活用し、新規イメージング法の創出と実用化に向けた研究開発を推進する。

【12】 これまで培ってきた光の基礎的分野における人材育成プログラムを発展させ、大学院生、卒後医師、企業人向けに光医学専門コースを開講し、可視光、赤外光、PET、質量分析等の医療分野への新たな活用法を創出できる光医学・医療のリーダーとなる研究者、技術者を養成する。

- ・ 【12-1】 光先端医学教育研究センターを中心に、光医学に関する各種講習会及び講義を開催し、光医学・医療のリーダーとなる研究者、技術者を養成する。

【13】 第 2 期までに達成した、昆虫個体を生きたまま電子顕微鏡観察できるナノスーツの技術開発、こころの研究の実績をさらに発展させ、ヒトの細胞や組織を固定することなく、細胞内の生命活動まで生きたまま電子顕微鏡で観察する技術の開発、蓄積されたデータに基づく小児の問題行動の解明、自閉症脳の総括的病態解明、統合失調症等のこころの病の予防医療や先制医療の開拓を行うとともに、広く疾患の発症機構と病態の解明及びそれを基盤とした新たな診断・治療に関する基礎研究・予防医学的臨床研究を行い、第 2 期までの光医学以外の共同研究の件数（年間 22 件）を上回る。

- ・ 【13-1】 ナノスーツ法を最適化する電子顕微鏡技術を発展させ、生命現象を反映させた細胞の観察を実施する。バイオミメティクス研究を発展させ、一部の成果は社会実装へ移行を試みる。こころの研究をさらに発展させ、種々の疾患の発症機構と病態解明、診断・治療に関する基礎研究や臨床研究を行う。これらの研究を推進するための本学の共同研究チームを充実させるとともに、異分野との連携を深める。そのために、学内の研究

施設の配置を検討して、共同研究に応じたスペースの再配分を行う。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【14】平成 27 年度に設置した光先端医学教育研究センターの機能を横断的に活用し、産学官の共同研究に係るマネジメント及びコーディネート機能を強化して、第 2 期までの共同研究機関数や光医学に関連する共同研究の件数（年間 25 件）を上回る。さらに、研究支援機能の格段の強化を図るために共同利用機器の取扱いを熟知し、研究者に指導・助言を行うとともに、研究立案にも関われる新たな技術職員の職位を設け、次世代シーケンサー等を担当する職員として雇用する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-1】研究支援機能の格段の強化を図るために、新たに共同利用機器を設置又は更新する。さらに、これらの先端共用機器の取扱いを熟知し、自らも研究経験を持ち、研究支援業務として研究者に指導・助言を行うとともに、研究立案にも関われる新たな技術職員の職位として平成28年度に設けたURTを全国公募して1人以上採用する。これに加え、光医学研究の基盤となる生体分子を解析する装置を担当する職員として研究経歴を有する技術職員を1人雇用する。

【15】光技術、イメージング技術、遺伝子及びオミックス等の新たな研究分野や研究室横断で進める共同研究及び若手研究者による斬新で意欲的な研究提案に対して、学長主導による研究費支援を行う。この支援を外部競争的資金の獲得に結びつけて、さらなる研究の発展を促す。外部競争的資金の獲得については、第 2 期から高い水準であった獲得件数を維持する。

- ・【15-1】新たな研究分野の創出、学内の研究室横断で進める共同研究を推進し、若手研究者の意欲的研究を支援する。また、共用プラットフォーム形成支援プログラム等による機器の共同利用を通して、学内外の人的交流を促進する。

【16】シーズ発掘のための研究室ラウンドを継続し、研究者の知財との関わり方セミナーを発展的に開講して、技術移転機能を強化する。

- ・【16-1】知財シーズの発掘のため研究室ラウンドを行う。さらに知財活用のためのライセンス活動を行う。

## 3. 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【17】職員及び学生の産学官金連携への意識を高め、ものづくりを推進する人材確保と育成のために、産業界・金融界との意見交換会や産学連携セミナーを毎年5回以上開催する。

- ・【17-1】職員及び学生と産業界・金融界との意見交換会や産学連携セミナーを5回以上開催して、企業と連携してものづくりを推進するとともに、研究成果の実用化に向けて取り組む人材を育成する。

【18】産学連携活動とその成果をセミナーや展示会を通して学内外に周知させ、「産」「学」「官」「金」の情報共有が可能な連携体制を継続し、さらに「産」「官」「金」から人材の派遣を受け、医工連携のワンストップ窓口（そこへ来れば医工連携の情報共有ができ産学官金の連携による研究開発が推進できる窓口）としての機能を強化する。

- ・【18-1】医療機器等の開発、実用化に向けて、光先端医学教育センター産学官連携推進部の機能を強化し、セミナーや展示会を通して産学連携成果を学内外に周知する。

【19】市民を対象とした医学・医療に関する公開講座を継続して実施する。また、無料講座の新設や聴講できる地域の拡大など、公開講座の実施体制を見直す。

- ・【19-1】新企画による公開講座を開催する。

【20】基幹大学との密接な協力のもと、医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新たな研究領域を開拓し、学校現場における子どものこころの諸問題の科学的調査、各種研修会・講演会開催など、教育現場に資する研究活動を通して社会に貢献する。

- ・【20-1】前年度に引き続き、いじめや児童・生徒のメンタルヘルス上の問題解明と公開講座や教職員の研修を実施し、浜松コホートの運営継続と成果を公表するとともに、自閉症の早期診断法として開発された注視点検出装置について世界展開が可能な機器開発へと臨床研究の一層の推進を図る。また、毎年開催している自閉症啓発デーに伴っての一般講演会などを主催し、地域社会に成果を還元する。

【21】 本学を卒業した若手地域医療従事者に対する研究支援を継続し、附属図書館利用サービス（24時間利用、図書貸出等）の広報に努め、情報及び文献の提供を引き続き行うことで地域医療の向上を支援する。

また、第2期に引き続いて、近隣医療機関の図書室職員の資質向上を支援することを目的とし、静岡県医療機関図書室連絡会研修会を開催して、各医療機関の医療従事者に対し的確に資料・情報を提供する。

- ・ 【21-1】 静岡県医療機関図書室連絡会関係者を通じて図書館で開催される「文献検索等講習会」や「サイエンスのつどい」への参加を呼びかけるなど、近隣の医療従事者に図書館の利用を促すとともに、資料・情報の提供により地域医療の向上を支援する。また、近隣医療機関の図書室職員の資質向上を支援することを目的とし、同連絡会関係者を対象に研修会を開催する。

#### 4. その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【22】 海外の医療機関等での臨床実習を促進するため、新たに医学英語を導入するとともに、先輩の体験談や留学の成果を聞くことができる機会を設け、平成27年度に比べ海外での臨床実習数を6年間で20%増やす。

- ・ 【22-1】 医学英語の基礎を体系的に学習する授業科目（医学英語Ⅲ）を導入する。海外留学を経験した学生による報告会を行い、海外臨床実習を志向する学生の動機付けを図るため、報告会の内容をホームページに掲載する。

【23】 研究成果の海外への発信を支援するとともに、海外の組織との交流を推進し、特別聴講生の受入や海外での臨床実習等諸外国の大学と学術、教育交流の機会を増やす。

国際的な異分野融合を推進し光医学を発展させるため、地域の大学・企業と連携して光・電子工学に優れた医工学領域の国際的研究者の講演会を開催する。

- ・ 【23-1】 研究成果の海外発信を支援し、諸外国の大学と国内外での学術、教育交流の機会を増やす。地域の大学・企業と連携して光・電子工学に優れた医工学領域の国際的研究者の講演会を開催する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【24】 地域医療における高度急性期病院の中核的役割を担うため、医療の専門性を高め、連携パスを含めた地域医療機関との連携体制を強化し、また、救急や災害医療など地域のニーズに対応した質の高い医療を提供できる体制を整備する。

- ・ 【24-1】 大学病院として診療にかかる教育、分析及び情報提供を実施し、地域関係諸機関との情報交換を行うことにより、病院の機能分化を支援し地域医療機関のボトムアップを支援する。がん、肝疾患及び難病医療拠点病院として講演会などを実施し、予防、診断、治療等の啓発活動を行い県拠点病院としての中心的役割を果たす。第2次救急医療機関として医療連携体制を強化しつつ、大学附属病院として他院で対応困難な傷病者の受入れを行う。  
静岡県及び浜松市の医療救護計画に基づき災害拠点病院として活動する。医療機関、医師会、自治体の医療救護訓練に協力する。地域の病院と連携し、受入れ後の予後の質を評価する調査を基幹病院と連携して行う。

【25】 高度な医療を提供するため、診療体制、医療機器等の整備を計画的に進め、患者の意思を尊重した安心・安全で低侵襲の医療の提供を実践する。

- ・ 【25-1】 高度先進医療・低侵襲医療を継続的に推進するために、必要な研修を実施する（手術支援ロボット（da Vinci）を用いた胃がん手術など）。病院情報システム更新により、利便性の高いシステムを導入する。

【26】 患者第一主義の医療の実践のため、引き続き医療安全体制・感染対策を維持し検証を行いながら、安全管理体制を強化する。

- ・ 【26-1】 院内における講演会や研修会を通じ、医療安全文化の醸成を図るとともにインシデントレベルに応じた院内対応の標準化を進める。処置、検査を行う際の鎮静についてのマニュアル作成を継続して行う（腰椎穿刺に用いるチェックリストを他の処置にも拡大）。感染防止対策地域連携サーベイランス体制の構築と情報共有システムを整備することで、地域の感染対策を強化する。患者満足度調査を実施し、患者の要望、動向等を把握し改善に向けた取組を企画する。

【27】 グローバルスタンダードに準拠した新しいカリキュラムによる臨床実習から卒後の初期研修と平成29年度から開始される新しい専門医制度までの各研修が有機的に連携するプログラムを構築し、高度で先進的な医療を担う専門医を育成する。

- ・【27-1】基本領域19科の専門医研修プログラムの基幹病院として、指導医の育成を図り、質の高い医療を提供する優れた医療人の育成を目的とした適切な指導体制の確保を図る。

【28】医療の質の向上のためメディカルスタッフの研修・教育を実施・支援し、看護師及び技師の専門認定資格の取得を拡充する。

- ・【28-1】医療の質の向上のため、計画的に資格取得及び研修にメディカルスタッフを参加させる。

【29】臨床研究ネットワーク「とおとうみ臨床試験ネットワーク」を活用し、治験件数を増やすため、地域基幹病院として臨床研究の支援・管理機能を強化する。また、シーズ開発や先進医療の獲得のための支援を行う体制を強化する。

- ・【29-1】治験数増加を目的としてSMO等を更に活用する。治験委託の増加を目的に活動を継続し、新規試験20件以上を獲得する。とおとうみ臨床試験ネットワーク所属施設に対する治験及び臨床研究の実施支援を強化する。臨床研究の質の向上を図るため、学内外研究者向けの臨床研究講習会（セミナー）を実施する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1. 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【30】経営情報を活用した戦略的な運営を実現するため、7企画室の機能、役割を見直し、組織を再編し、機能強化に向けた体制を構築する。また、本学の適正な管理運営を維持するため、監事の業務を引き続き支援する。

- ・【30-1】新たに設置したIR室により、教育・研究等の機能強化のため情報の収集・分析を行い、提供する。

【31】学長のリーダーシップの下、重点施策実現のための戦略的経費を毎年度予算における業務費の1%以上を確保し、その経費により必要な設備と人材を確保して機能強化を推進する。また、学生の奨学金や教育、研究設備等の充実を図るため基金を創設し、基金を管理する体制を構築する。

- ・【31-1】学長裁量経費2.7億円を確保して、教育・研究・診療の環境整備を行い機能強化を推進する。

【32】組織の活性化を図るため、人事給与制度の弾力化としてインセンティブの付与を前提とした業績評価体制の構築及びクロスアポイントメント制度の適用を開始するとともに、平成 32 年度までに承継職員である教員への年俸制の導入率を 13%以上とする。

- ・【32-1】承継教員の年俸制適用率10%以上を維持するとともに、職員に対するインセンティブの拡充を図る。

【33】保育所の機能拡充をはじめ、福利厚生の実施を図ることにより、男女共同参画を推進し、平成 32 年度までに教員の女性比率を 20%以上とし、管理職の女性比率は 15%以上を維持する。

- ・【33-1】男女共同参画の実施を図るため、病児・病後児保育室を開設し、運用を開始するとともに、意識啓発のためのセミナー等を実施する。

## 2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【34】本学の特色、強みである光技術を応用した教育研究を推進するため平成 27 年度に再編、強化した光先端医学教育研究センター及び医学教育推進センターの組織を検証し、横断的な研究、異なる分野間の融合による研究開発及び光医学の実践教育を賦活させる。

- ・【34-1】引き続き、光先端医学教育研究センターに新設するナノスーツ開発研究部（仮称）を含め、異なる研究分野の融合や管理運営と連携体制を検証する。

【35】地域でのプライマリーケアができる医師の養成と確保をするため自治体と連携して医学部低学年、高学年、初期研修、専門研修、大学院までの一貫した教育研究体制を整備するとともに、地域で学生が臨床実習できるよう、学生のための宿泊施設を平成 31 年度までに確保し、日本の総合診療医養成モデルを構築する。

- ・【35-1】学生のための宿泊施設の確保に向け、静岡家庭医養成協議会と協議を行う。

### 3. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【36】事務処理の効率化・合理化をするため、事務の処理方法等について業務手順書を新たに作成するとともに、意思決定プロセスを検証し、改善する。また、より能動的な思考を持ち、コミュニケーション能力を兼ね備えた職員を養成するため企画力・プレゼン力等の研修を年2回以上実施する。

- ・【36-1】事務局職員の評価項目に業務マニュアルの改善に関する事項を追加し、職員の意識改革や継続的な事務処理の効率化・合理化を促す。企画力・プレゼン力等の向上を目指したキャリア別研修を企画し、年2回以上実施する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1. 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【37】医業収入の増加に向けて施設基準取得の検討等、状況変化に対応した取組を実施する。

- ・【37-1】医業収入の増加に向けて、新たな施設基準の取得等を検討し、効果を検証する。

【38】光先端医学教育研究センターにおける産学官の共同研究に係るマネジメント及びコーディネート機能を強化するとともに、新たな研究の提案や研究成果をパンフレット等で情報発信することで、外部研究資金の獲得に結びつけ、前中期目標期間から高い水準であった外部研究資金獲得額を維持する。

- ・【38-1】外部研究資金の獲得状況を把握し、前中期目標期間における実績と比較し分析する。

### 2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【39】管理的経費の分析結果に応じた効果的な予算配分を実施することで、一般管理経費率を平成27年度と比較し、6年間で0.1ポイント抑制する。

- ・【39-1】一般管理経費の調査を積み重ね、教育・研究事業に対して重点的に予算配分を行うとともに、モニタリング及びシミュレーションを継続する。

### 3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【40】資金の運用については、収入確保のための運用計画を策定し、リスクを踏まえ効果的に運用する。

施設の利用状況調査を毎年実施し、その結果について施設マネジメント専門委員会に諮り、機能強化に向けた再配分を行うなど、教育研究スペースを有効活用するとともに、老朽化している職員宿舎について、民間資金を含む多様な財源を活用した再整備計画を平成 29 年度までに策定する。

- ・【40-1】資金運用における財源や実績の分析を実施し、効果的な運用を継続して検証する。施設の利用状況を把握するために実態調査を実施し、教育研究スペースを有効活用する。また、施設整備費補助金事業（平成28年度補正）の基礎臨床研究棟改修は、教育研究スペースの有効活用を踏まえた計画で実施する。職員宿舎整備計画を策定する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【41】教育研究の質の維持・向上のため、第1期より継続している、教員評価及び研究活動の評価を毎年行うとともに、評価内容の見直しと改善を行う。また、大学機関別認証評価、病院機能評価、国際基準に基づく医学教育認証評価の結果を運営に反映させることにより、大学の質の維持・向上を行う。

- ・【41-1】前年度と同様に教員評価及び研究活動の評価を実施するとともに、前年度に取りまとめた改善案を新たに評価項目に加えて、その部分につき試行的に評価を実施する。

【42】第2期までの評価のPDCAサイクルを維持するとともに、新たに評価専門の組織を設置し、モニタリング体制を強化する。

- ・【42-1】評価組織によるモニタリングを継続して実施するとともに、教学マネジメントシステム確立のため、教学関係の各種委員会等の役割を明確化し、新たに教育プログラムの策定、実施、点検・評価及び改善を継続的に行うPDCAサイクルを整備する。

## 2. 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【43】 専門用語に解説を加えたり、専門用語を使用せずに情報発信することにより、社会に理解、応援してもらえらるる広報を行う。また、読者が個別に関心を持てるよう、受験生、企業、地域等のターゲット別の情報発信を行う。

その手段の一つとして、大学ポर्टレートを活用する。

- ・ 【43-1】 ホームページのアクセス状況などを参考にして、大学の情報を適切に届けることができるようにホームページを改善する。学内掲示板などの活用方法を見直して、研究活動など情報発信を積極的に実施する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1. 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【44】 第2期に引き続き、キャンパスの教育研究環境の向上を目指し、「キャンパスマスタープラン」による「施設整備需要の把握・年次計画」の見直しを行い、緊急性・安全性を考慮し計画的に機能改修を実施する。

- ・ 【44-1】 キャンパスマスタープランの「施設整備需要の把握・年次計画」について、全体の見直しを行い、優先順位を決め、実現可能な事業について実施する。

### 2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

【45】 大規模災害、個人情報漏えい等を含む危機管理マニュアルを検証する。なお、事業継続計画については平成30年度までに見直しを行う。また、職員、学生の危機管理に対する意識の向上を図るため毎年研修会を開催するとともに防災訓練等を年2回以上行う。

- ・ 【45-1】 安全管理体制の見直しを行い、危機管理マニュアルの検証を行う。また、事業継続計画（BCP）の原案を作成する。さらに、危機管理に関する研修会を開催するとともに防災訓練等を2回実施する。

### 3. 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【46】 これまで行ってきた監査実施計画に基づき、本法人の活動全般にわたる合法性、合理性の監査を継続し、本法人の適正な管理運営を維持する。

- ・ 【46-1】 法令の遵守について学内規則等に準拠し適正な業務が行われているか合法性・合理性の観点から、法人文書及び保有個人情報の管理状況について、

また、契約及び購入物品等の管理に係る会計処理の合規性について監査を実施する。

【47】 第2期に明確化した研究管理体制の下、研究費の不正使用、研究活動における不正行為防止のため監査、指導の徹底を図り、研究の公正性を維持する。また、研究倫理の向上を図るため全ての研究者に研究者行動規範教育プログラムを受講させる。

- ・【47-1】 不正使用及び不正行為防止に係る倫理教育を継続するとともに、現プログラムを検証し、必要に応じて見直し、作成する。研究費の不正使用に関する監査として、競争的資金等の執行状況について「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく監査を実施する。また、会計検査院決算検査報告掲記事項と同種の事項について状況を調査し適正な予算執行のための周知徹底を図る。

【48】 情報資産を安全に活用し、教職員に情報並びに情報機器の適切な取扱いを周知するため、第2期に改訂した情報システムセキュリティポリシー実施手順書に基づき、ガイドブックを平成28年度に改訂し、全職員に配布する。さらに情報セキュリティセミナーを年一回全職員を対象に開催し、大学ネットワークに接続する教職員については、全て受講させる。新入学生に対し入学時ガイダンスに情報リテラシーの時間を設け、適切な情報管理や情報発信を徹底する。臨床実習前の医学科4年生と看護学科2年生に対して、実例に基づいた個人情報保護法の説明と医療機関における個人情報の取扱いについて周知する。

- ・【48-1】 情報セキュリティセミナーを開催し適切な情報管理や情報発信について周知する。当日セミナー不参加の教職員に対してe-learningにより受講を促す仕組みを構築し、試行運用を行う。新入学生及び在校生に対して個人情報の取扱いについて周知する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1,427,689千円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費とし

て借り入れすることが想定されるため。

## VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

医学部附属病院における施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、大学の土地及び建物を担保に供する。

## VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## IX その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ライフライン再生	総額 2,088	施設整備費補助金 (1,602)
・基幹・環境整備		長期借入金 (465)
・小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機
・設備		構施設費交付金 (21)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

- ①年俸制及びクロスアポイントメント制度等の人事給与制度の弾力化を推進する。
- ②保育所の機能を拡充し、男女共同参画の充実を図る。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 841人(役員を除く。)

また、任期付職員数の見込みを412人とする。(外数)

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 10,831百万円(退職手当は除く。)

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>医学部</p>	<p>医学科 715人                  （うち医師養成に係る分野715人）                  看護学科 260人</p>
<p>医学系研究科</p>	<p>医学専攻 120人                  （うち博士課程 120人）                  看護学専攻 32人                  （うち修士課程 32人）</p>

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児  
 発達学研究科（参加校）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,871
施設整備費補助金	1,602
補助金等収入	166
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	21
自己収入	21,178
授業料、入学金及び検定料収入	669
附属病院収入	20,068
雑収入	441
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,030
引当金取崩	121
長期借入金収入	465
目的積立金取崩	0
計	31,454
支出	
業務費	25,512
教育研究経費	7,538
診療経費	17,974
施設整備費	2,088
補助金等	166
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,030
貸付金	18
長期借入金償還金	1,640
計	31,454

[人件費の見積り]

期間中総額10,831百万円を支出する。(退職手当は除く。)

『「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額5,690百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額181百万円』

『「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額82百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,520百万円』

『「補助金等収入」のうち、当年度予算額66百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額100百万円』

『「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額1,245百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額785百万円』

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	28,227
経常費用	28,217
業務費	24,983
教育研究経費	1,748
診療経費	11,157
受託研究費等	520
役員人件費	80
教員人件費	3,507
職員人件費	7,971
一般管理費	448
財務費用	242
雑損	0
減価償却費	2,544
臨時損失	10
収入の部	28,425
経常収益	28,425
運営費交付金収益	5,642
授業料収益	583
入学金収益	66
検定料収益	20
附属病院収益	20,068
受託研究等収益	561
補助金等収益	80
寄附金収益	458

施設費収益	0
財務収益	1
雑益	618
資産見返負債戻入	328
臨時利益	0
純利益	198
目的積立金取崩益	0
総利益	198

### 3. 資金計画

#### 平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	33,321
業務活動による支出	26,055
投資活動による支出	3,152
財務活動による支出	2,123
翌年度への繰越金	1,991
資金収入	33,321
業務活動による収入	29,062
運営費交付金による収入	5,690
授業料、入学金及び検定料による収入	669
附属病院収入	20,068
受託研究等収入	737
補助金等収入	166
寄附金収入	1,089
その他の収入	643
投資活動による収入	1,627
施設費による収入	1,623
その他の収入	4
財務活動による収入	465
前年度よりの繰越金	2,167